

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター第2期中期計画

前文

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターは、平成22年10月の設立以来、東金市長及び九十九里町長から指示された第1期中期目標を達成するため、地方独立行政法人制度の特長である自立性、自主性を最大限に発揮しながら、東千葉メディカルセンター（以下「メディカルセンター」という。）の施設設備の整備を進め、医師、看護師等の人材の確保を図ってきたところである。

今般、示された第2期中期目標の期間中は、期間中に想定される医療環境の変化等に柔軟に対応し、平成26年度のメディカルセンターの開院をはじめ平成28年度までの段階的な診療科の開設と病棟の開棟を円滑に進めて経営を安定させ、東日本大震災の影響等による医療需要の変化や医療機器の進歩に対応した医療スタッフの更なる充実や施設設備の拡充など当初の事業計画から見直しを余儀なくされている部分について適切に対処し、救急医療・急性期医療を核とした地域の中核病院としての機能の定着化を図り山武長生夷隅保健医療圏（以下「医療圏」という。）の課題である救急患者の医療圏外搬送率の低下に寄与するものとする。また、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの今後の更なる発展を考慮し、メディカルセンターの規模の拡充等を含めた検討を行う。

なお、段階的な診療科の開設と病棟の開棟にあたり、救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療及び4疾病のうちがん（消化器がん）・脳卒中・急性心筋梗塞に係る高度専門医療については平成26年度から、小児救急医療、4疾病のうち上記以外に係る高度専門医療等については第2期中期目標期間中に提供することとする。

医療圏の医療水準の向上、地域住民の健康の維持及び増進に寄与すべく、ここに第2期中期計画を定める。

第1 中期計画の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 救急医療

三次救急医療の役割を担い、ヘリポートを併設する救命救急センター（ICU10床、HCU10床を設置）として、脳卒中・急性心筋梗塞・多発外傷・熱傷・急性中毒等の重篤救急患者に対して24時間365日体制で高度で専門的な医療を提供し広域的な患者の受入に対応する。

また、初期救急医療については、夜間急病診療所（山武郡市広域行政組合）や休日在宅

当番医の後方ベッドとしての役割を担うとともに、メディカルセンター内に医師会の協力により夜間急病診療所機能を整えることを検討する。

二次救急医療については、他の病院群輪番制病院の後方ベッドとしての役割を担うとともに、必要に応じて病院群輪番制に参加する。

2 地域の中核病院として担うべき医療

(1) 小児医療・小児救急医療

小児科を中心とした混合病棟を設置し、急性疾患を中心に入院治療に対応した小児医療を提供する。

また、救命救急センターにおいて、小児科専門医と救急専門医の協力体制のもと小児救急医療を提供する。

(2) 周産期医療

周産期病床を設置し、正常分娩を中心に対応した周産期医療を提供する。

また、ハイリスク分娩等については、千葉大学医学部附属病院と連携した対応を行う。

(3) 災害医療

千葉大学医学部附属病院のDMAT（災害派遣医療チーム）との密接な関連のもとDMATの整備を図り、地域災害拠点病院の指定を受ける。

災害発生時に備え、地域医療機関、医師会、自治体等との連絡体制を確保するとともに、小型非常用発電装置、医薬品、診療材料、飲料水等の配備及び備蓄を行う。

また、メディカルセンター全体を対象としたトリアージ訓練等の災害医療訓練を行うとともに、DMATを中心に災害救護を想定した各種訓練に参加し、災害医療に対応可能な体制を整備する。

(4) 感染症医療

地域の医療需要を鑑みつつ、結核及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症に関する専門医の確保及び院内体制の整備について検討する。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など住民の生命、健康の安全を脅かす健康危機事象が発生したときは、地域医療機関、医師会、自治体等と密接に連携しながら迅速かつ適切な対応を行う。

3 高度専門医療

(1) 4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）への対応

① がん

消化器がん（食道・胃・大腸・直腸・肝・胆道・膵等）に対応し、病態に応じて、内視鏡治療、外科手術、化学療法及び緩和ケア医療を提供するとともに、放射線治療を必要とする場合は必要に応じて千葉大学医学部附属病院と連携して治療を行う。

がん検診の精密検査については、上記に加え、肺がん、子宮がん及び乳がんについても対応する。

地域におけるがん診療の拠点的機能を有する病院として、地域がん診療連携協力病

院の指定を目指す。

② 脳卒中

脳卒中等の脳血管疾患については、24時間365日体制で迅速な診断、治療をはじめ、特に増加傾向にある脳梗塞患者に対するt-P A（血栓溶解薬）の急性期静脈内投与や血行再建術等を要する治療を行う。

また、急性期医療に専念するため、地域医療機関と連携し回復期の患者の受入先を確保する。

③ 急性心筋梗塞

急性心筋梗塞については、24時間365日体制で冠動脈カテーテル療法をはじめとする各種治療法による急性期医療を中心に提供する。

④ 糖尿病

糖尿病については、糖尿病性腎症等の合併症を有する患者等で症状の悪化に伴い救急搬送された患者に対応した急性増悪時治療を提供するとともに、糖尿病性腎症患者に対する透析導入について対応する。

また、食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院プログラムを作成し、チーム医療による糖尿病コントロール、合併症予防に対応した専門医療を提供することを目指す。

なお、急性期医療に専念するため、維持透析療法が必要な患者については地域医療機関と連携し受入先を確保する。

(2) 高度で専門性の高い医療

① 高度な総合医療

入院や手術を中心とした急性期医療を安定的に提供するとともに、各診療科の体制を整備し、外来診療については地域医療機関との役割分担のもと紹介外来や専門外来を中心に行うことで、地域の中核病院として高度な総合医療を提供する。

② チーム医療の推進

それぞれの専門性をもつ医療従事者が、目的と情報を共有し、互いに連携しながら患者本位の医療を提供することを目指し、救急部門と各診療科の連携による救急医療の提供をはじめ、NST（栄養サポートチーム）、緩和ケア、早期リハビリ等の分野におけるチーム医療体制を整備する。

③ 高度専門医療の充実

医療需要の質的、量的な変化や新たな医療課題に適切かつ柔軟に対応するため、必要に応じて診療科の再編や病院機能の充実又は見直しを行い、より高度な専門医療体制を目指す。

また、医療水準の更なる向上を図るため、法律等に基づく指定医療機関の指定や各種学会による認定施設の認定取得を目指す。

4 安全・安心で信頼される医療

(1) 医療安全対策の徹底

① 医療安全対策の徹底

医療安全管理委員会を設置し、院内で発生した又は発生しそうになった医療安全上の問題点についての収集、分析及び結果の検証を行うとともに、医療事故発生時には十分な検証と検証結果を公表するなど医療安全対策を徹底する。

また、医療安全管理マニュアル等の各種マニュアルを整備するとともに、医療安全研修を実施し全職員が医療安全に対する共通理解と知識の向上を図る。

② 院内感染防止対策の徹底

院内感染防止に関する対策委員会の設置及び研修会の実施により、院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を行い、医師をはじめとした医療スタッフの知識の向上を図るとともに、問題点を把握し改善策を講ずるなど院内感染防止対策を徹底する。

また、院内感染防止に関するマニュアルを整備し、院内感染が発生した場合はマニュアル等に基づき適切に対処する。

(2) 患者の視点に立った医療の実践

医療の中心は患者であるという認識のもと患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、治療及び検査の選択についてその意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを徹底する。

(3) 医療の標準化と診療情報の分析

客観的な根拠に基づく最適な医療を選択し質の高い医療を提供するため、EBM（科学的な根拠に基づく医療）を推進し、学会の診療ガイドライン等に基づいたクリニカルパスの積極的な活用を図る。

また、診療情報データを用いて他病院との比較分析を行い医療の質の改善と標準化を図るため、DPC（診断群分類別包括評価）対象病院の認定を目指す。

(4) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

公的使命を適切に果たすため、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめ、個人情報保護や情報公開を含めた関係法令を遵守するとともに、住民からの信頼を確保するために各種規程を整備し、適切な運用を図る。

5 患者・住民サービスの向上

(1) 利用しやすい病院づくり

患者や来院者が快適に過ごせるように患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備とアメニティ整備を行うとともに、出入口に車いすを配置するなど高齢者や障害者が安心して医療を受けられる体制を整備する。

また、入院患者やその家族を対象に満足度調査を行い、その結果をもとに患者サービスの向上を図る。

(2) 患者の待ち時間への配慮

外来診療、会計等の待ち時間に配慮し、外来診療の予約制を導入するとともに、外来患者数に対応した再来受付機等を設置することにより窓口業務の効率化を図る。

(3) 患者・来院者の利便性への配慮

患者や来院者の利便性に配慮し、売店やATMの設置、クレジットカード決済の早期導入を図る。

(4) 住民への保健医療情報の提供

医療に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、住民対象の公開講座の開催やホームページの活用等により保健医療情報を発信し、住民の医療や健康に対する意識の啓発を図る。

(5) 職員の接遇向上

患者や来院者に接するに相応しい接遇を職員一人ひとりが心がけ、思いやりと気配りがあふれ、心落ち着く対応を行う。

6 地域医療への貢献

(1) 地域医療機関等との連携推進

紹介された患者の受入と患者に適した地域医療機関等への逆紹介を推進するとともに、地域医療連携室の設置や千葉県が推進する循環型地域医療連携システム（地域医療連携パス）の活用を図ることで、患者が急性期から回復まで切れ目のない医療を受けられる体制を整備する。

また、オープンカンファレンス（地域医療機関等が参加する研修及び研究会）を開催し、各診療科の医師と地域医療機関等の医師が顔の見える連携を図るとともに、職員が地域医療機関等を積極的に訪問等し、地域医療機関等との信頼関係の構築を図る。

(2) 保健福祉行政等との協力

地域保健及び福祉施策に協力し自治体担当部局と連携を図るとともに、自治体消防部局と連携し救急救命士や救急隊員の教育を行う。

また、医師会については、その活動に積極的に参加し情報交換を適宜行うなど必要な協力連携を図る。

(3) 疾病予防の取組

予防医療の一環として、予防接種については、インフルエンザワクチン等各種ワクチンの個別接種を行う。

また、人間ドック、企業健診等の実施について検討する。

7 メディカルセンターの段階的な診療科の開設と病棟の開棟

メディカルセンターの診療科の開設と病棟の開棟は、医師、看護師等の医療従事者の確保、医療需要の動向への対応、組織力の段階的な強化等を考慮し、以下のとおり段階的に行う。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
診療科	内科、消化器内科、神経内科、循環器内科、小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、放射線科、麻酔科、精神科、救急科	内科、消化器内科、神経内科、 <u>呼吸器内科</u> 、循環器内科、 <u>代謝・内分泌内科</u> 、小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、放射線科、麻酔科、精神科、救急科	内科、消化器内科、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、代謝・内分泌内科、小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、 <u>形成外科</u> 、 <u>皮膚科</u> 、 <u>泌尿器科</u> 、産婦人科、 <u>眼科</u> 、 <u>耳鼻咽喉科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u> 、放射線科、麻酔科、精神科、 <u>歯科口腔外科</u> 、救急科
(診療科数)	(14科)	(16科)	(23科)
開設病棟	146床	230床	314床
(一般病棟)	3病棟 126床	5病棟 210床	7病棟 294床
(救命救急センター)	ICU 10床 HCU 10床	ICU 10床 HCU 10床	ICU 10床 HCU 10床
医師数	30人	44人	57人
看護師数	145人	211人	276人

※平成27年度以降において、当該年度に新設される診療科については下線を付している。

※上記については各年度末の数値であり、医師数には後期研修医を含んでいる。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

医療環境の変化等に的確に対応できるように、理事長のリーダーシップのもと各部門責任者や院内委員会等に明確な役割分担と適切な権限配分を行い、意思決定を迅速かつ適切に行うことができる効率的かつ効果的な業務運営体制を整備する。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を達成するため、各部門責任者で構成する自己評価のための組織を設置し目標達成の進捗管理を行う。

(2) 人員配置の弾力的運用

患者動向や業務量の変化に柔軟かつ迅速に対応できるように、必要に応じて迅速に医師や看護師等の人員配置の見直しを行う。

(3) 人事評価制度の導入

職員のモチベーションの向上と組織の活性化を図るため、職員の自己点検・自己評価が反映され、勤務実績や能力、組織への貢献度が適正に評価される人事評価制度を導入する。

(4) 外部評価

① 監査の活用

監査によって指摘を受けた事項については、必要な見直しを適宜行うとともにその結果を公表する。

② 病院機能評価等の活用

組織的に医療を提供するための基本的な活動や機能を適切に実施しているかを検証するため、病院機能評価等の評価項目による検証を行い、病院運営の改善を適宜行う。

③ 住民意見の活用

住民意見を病院運営に反映させるため、患者満足度調査等の定期的なアンケートや意見箱を設置するなど住民から意見を収集する仕組みを整備する。

2 人材の確保

(1) 千葉大学医学部附属病院東金九十九里地域臨床教育センターとの連携

千葉大学との協定によりメディカルセンター内に設置した千葉大学医学部附属病院東金九十九里地域臨床教育センターと連携し、医師の養成及びメディカルセンターへの定着を図るとともに、指導医による安定的な診療体制を整備する。

(2) 医師の確保

優秀な医師を確保し高度急性期医療水準の維持を図るため、千葉大学医学部附属病院東金九十九里地域臨床教育センターと連携し、臨床研修医の受入体制の整備を図り、臨床研修指定病院の指定を目指す。

(3) 看護師の確保

質の高い看護を提供するため、就職説明会の開催、採用試験の複数回実施、インターネットをはじめとした各種媒体への広告掲載、奨学金制度等により、入院基本料1（7：1）に対応する看護師配置基準による計画的な看護師確保を図る。

また、千葉大学、城西国際大学等の看護師養成機関からの看護学生の実習を積極的に受け入れ、地域における看護師の育成に寄与するとともに、卒業後のメディカルセンターへの就職希望者の確保を図る。

3 人材育成

部門、職種及び階層に応じて年度毎に研修計画を策定し、学会、研究会及び研修会への参加と職務上必要な資格の取得を計画的に促進し、病院経営を戦略的に行える経営感覚に優れた職員や医療法規に精通した職員の育成を図る。

医師については、各分野の認定専門医、看護師については、専門看護師、認定看護師等の資格取得を促進するとともに、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療技術職

についても、専門性と医療技術の向上に向けた研修制度を導入する。

また、事務職員については、診療情報管理士等の必要な資格取得を促進する。

4 働きやすい職場環境の整備

職員一人ひとりが業務に精励できるように、職員のワークライフバランスに配慮した各種制度の整備を図る。

具体的には、医師・看護師宿舍及び院内保育所の運営、医師・看護師等の負担軽減に配慮した事務補助員の配置、育児短時間勤務制度等の育児中の職員に配慮した制度の整備、職員の休暇取得の促進等の取組を進める。

5 職員給与の原則

職員の給与については、当該職員の勤務成績と法人の業務実績を反映させた給与制度の導入を図るとともに、常に社会一般の情勢に適合したものとする。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 健全な経営基盤の確立

(1) 健全な経営基盤の確立

権限と責任を明確化した組織運営を行うとともに、職員間での経営情報の共有やコストに対する意識の向上を図り組織全体がコスト意識を持った経営を行うことで、将来にわたって公的な役割を果たすことができる安定的な経営基盤の確立を図る。

(2) 経営情報システムの整備

IT整備計画に基づき、財務会計システム等の経営判断や意思決定に資する有効なシステムの導入を図るなど経営管理を適切に行うシステムを整備する。

2 収益の確保と費用の合理化

(1) 収益の確保

医療環境の変化等に的確に対応し、適切な施設基準の取得による診療報酬の確保を図るとともに、病床利用率の向上や高度医療機器の稼働率向上に取り組む。

また、請求内容の確認や保険者への請求前審査を強化するなど請求漏れや査定減の防止対策に取り組むとともに、診療費の未収金については医療相談の実施による発生防止と発生時の早期回収を図る。

(2) 費用の合理化

中期的視点で予算編成を行い、予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度の特性を活かした効率的な予算執行を行うとともに、透明性、公平性の確保に十分留意しつつ民間病院の取組を参考に複数年契約、複合契約等の多様な契約手法の導入や外部委託の活用を図る。

また、薬品、診療材料の在庫管理を適正に行い院内在庫を必要最小限に抑えるとともに、ジェネリック医薬品を積極的に採用し、費用の節減を図る。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 財政負担の原則

運営費負担金等（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第85条第1項に基づき設立団体が負担すべき経費及び同法第42条に基づき設立団体が交付できる金額をいう。以下同じ。）は、「地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて（平成16年4月1日総財公第39号総務省自治財政局公営企業課長通知）」中、「第一 設立団体が負担すべき経費等について」に定められた基準により、救急医療、災害時医療等の政策医療に係る経費及び高度医療、小児医療、周産期医療等の不採算経費に充てる。

また、長期借入金等元利償還金に充当する運営費負担金等については料金助成のための運営費負担金等とする。

2 地域に対する広報

ホームページによる広報機能の強化や広報誌の発行により、メディカルセンターと地域医療機関との役割分担をはじめ病院運営に関して適切な広報を行う。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成26年度から平成29年度まで）

別表1のとおりとする。

2 収支計画（平成26年度から平成29年度まで）

別表2のとおりとする。

3 資金計画（平成26年度から平成29年度まで）

別表3のとおりとする。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

500百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 運営費負担金等の受入遅延等による資金不足への対応
- (2) その他、偶発的な資金不足への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第9 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

第2期中期目標期間中の毎事業年度の決算において剰余金が生じた場合は、病院規模の拡充、施設設備の整備、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

理事長は、料金として次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)及び(2)以外のものについては、理事長が別に定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

第12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
医療機器等の購入	総額 1,000百万円	東金市及び九十九里町 長期借入金等

備考

- 1 金額については、見込みである。
- 2 各事業年度の東金市及び九十九里町長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。
- 3 医療機器等の選定にあたっては、費用対効果、地域住民の医療需要、償還等の負担を十分に考慮した上で行う。

2 積立金の処分に関する計画

なし

別表 1

中期計画（平成26年度から平成29年度まで）の予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
営業収益	24,334
医業収益	22,188
運営費負担金収益	2,078
補助金等収益	24
その他営業外収益	44
営業外収益	938
運営費負担金収益	938
その他営業外収益	
資本収入	2,475
運営費負担金収益	875
長期借入金	1,600
その他資本収入	
その他の収入	
計	27,747
支出	
営業費用	22,892
医業費用	22,369
給与費	10,821
材料費	5,325
経費	6,223
その他医業費用	
一般管理費	523
営業外費用	621
資本支出	2,674
建設改良費	1,000
償還金	1,674
その他資本支出	
その他の支出	
計	26,187

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額11,160百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

別表 2

中期計画（平成26年度から平成29年度まで）の収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入の部	25,296
営業収益	24,358
医業収益	22,188
運営費負担金収益	2,078
補助金等収益	24
資産見返運営費負担金戻入	24
その他営業収益	44
営業外収益	938
運営費負担金収益	938
その他営業外収益	
臨時利益	
支出の部	27,463
営業費用	26,842
医業費用	26,050
給与費	10,821
材料費	5,325
経費	6,223
減価償却費	3,681
その他医業費用	
一般管理費	792
営業外費用	621
臨時損失	
純利益	▲ 2,167
目的積立金取崩額	
総利益	▲ 2,167

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

別表 3

中期計画（平成26年度から平成29年度まで）の資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	27,747
業務活動による収入	25,272
診療業務による収入	22,188
運営費負担金による収入	3,016
補助金等収入	24
その他の業務活動による収入	44
投資活動による収入	875
運営費負担金による収入	875
その他の投資活動による収入	
財務活動による収入	1,600
長期借入れによる収入	1,600
その他の財務活動による収入	
前期中期目標の期間よりの繰越金	
資金支出	26,187
業務活動による支出	23,513
給与費支出	11,160
材料費支出	5,325
その他の業務活動による支出	7,028
投資活動による支出	1,000
有形固定資産の取得による支出	1,000
その他の投資活動による支出	
財務活動による支出	1,674
長期借入金の返済による支出	1,674
その他の財務活動による支出	
次期中期目標の期間への繰越金	1,560

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。